

福祉情報

赤い羽根共同募金地域助成事業の募集について

2019年度赤い羽根共同募金計画策定にあたり、今年度も地域福祉の推進を目的とした事業を実施するボランティアグループや地域団体(地区社協等)などで、本助成を受けて事業を実施する団体を募集します。助成を希望する団体は、次の通りお願ひします。

- ▼募集期間 2019年4月1日(月)～5月15日(水)
- ▼助成金額 1事業につき原則5万円以内(ただし助成予算の範囲内)
- ▼助成時期 2020年6月予定
- (※2019年度の共同募金からの助成)
- ▼申請手続 津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提出

助成対象

市内のボランティアグループ、自治会(地区社協等)の地域団体、福祉団体、NPO等(ただし、すでに社会福祉協議会から助成を受けている事業については、重複となるため原則対象外です。)なお、助成事業については審査委員会で決定されまは審査委員会で決定されまは審査委員会設置の公募実施要領をご参照ください。

- ▼問い合わせ先 津久見市共同募金委員会事務局(社会福祉協議会内)
- ☎82・5000 (担当三重野)



コミュニケーション支援事業

詳細は社会福祉課障がい支援班(☎82・9519)までお問い合わせください。

手話通訳者設置事業

手話通訳者を社会福祉課に設置し、市役所内での各種手続き等の支援を行います。

- ▼4月の設置日 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)
- ▼時間 8時30分～12時 13時～16時30分

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通を仲介します。

- ※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。
- ※利用者負担はありません。
- ▼手話講習会(入門・基礎課程) 聴覚障がい、聴覚障がいの生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を

療育相談会

在宅の障がい児およびその家族のための、療育相談を行います。

- ▼日時 4月14日(日)
- ▼場所 交流センターすくらむ
- ▼費用 無料
- ▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)福祉サービス等
- ※専門スタッフが対応します。
- ※予約制
- ▼申込・問い合わせ先 さぼーとセンター風車 ☎63・5888

うばめ園交流事業

- ▼日時 4月8日(月) 10時～11時
- ▼内容 健康教室「演歌ビクス」
- ※参加費は無料です。
- ※運動靴をご用意ください。
- ▼場所・申込・問い合わせ先 うばめ園あゆみ ☎82・0353

ヨガ教室

- ▼日時 4月17日(水) 10時～

手当の金額の変更

うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目的とします。

- ▼期間 2019年4月3日～2020年3月25日(毎週水曜日) 19時～21時(47課程)

- 2019年4月分より次の手当の金額が改定されます。
- ▼児童扶養手当
- 全額受給の方 42,910円
- 一部受給の方 10,120円
- ▼特別児童扶養手当
- 1級の場合 52,200円
- 2級の場合 34,770円
- ▼障害児福祉手当 14,790円
- ▼特別障害者手当 27,200円
- ▼福祉手当(経過措置分) 14,790円
- ▼問い合わせ先 社会福祉課 ☎82・9519

- ▼料金 無料
- ※動きやすい服装でお越しください。
- ※ヨガマットをお持ちの方はご持参ください。
- ※定員になり次第締切らせていただきます。

- ▼場所・申込・問い合わせ先 地域活動支援センター ばれつと ☎83・5324

第32回 うばめ園まつり

楽しいイベントがみなさんを待っています

- 日時 / 5月19日(日) 9時30分～14時
- 場所 / つくみん公園
- ※バザー用品がありましたら、ご連絡ください。ご家庭までお伺いします。
- 連絡先 / うばめ園 ☎82-2642

はり、きゅう、マッサージ 割引券の交付と切替え

満65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージの割引券を交付します。(昨年交付を受けている方は残券をお持ちの上、お切り替えてください。)

申請には、健康保険証と印鑑が必要です。 マッサージ券が利用できる指定事業所は、高瀬治療院(宮本町)、宮浦鍼灸院(港町)、長谷治療院(入船西町)、麻生はり治療院(上宮本町)、松下治療院(大字千怒)、シバタあん摩マッサージ指圧治療院(宮本町)、かんぼう鍼灸マッサージ院(中央町)となっています。

- ▼申込先 長寿支援課・各出張所
- ▼問い合わせ先 長寿支援課 ☎82・9533



心身障がい者 タクシー割引券の交付

2019年4月1日から2020年3月31日までのタクシー割引券を交付します。 ※手帳、印鑑が必要です。

- ▼対象者 ①身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方 ○視覚障がい 1, 2級 ○下肢・体幹機能障がい 1, 2級 ○内部障がい 1級

②療育手帳(A)をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ④肢体不自由の下肢障がい3級、又は体幹機能障がい3級を所持し、総合等級1級、又は2級の方。ただし、自動車税、又は軽自動車税の減免を受けていない方

- ▼受付場所 社会福祉課・各出張所
- ▼問い合わせ先 社会福祉課 障がい支援班 ☎82・9519